○総務省告示第二十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の15ただし書の規定に基づき、令和元年総務省告示第六十七号（無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

令和五年二月三日

総務大臣　松本　剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則 ［1　略］ 2　この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備（気象観測に使用する陸上の無線局であって五、二五〇MHzを超え五、三七二・五MHz以下又は九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数を使用するもの及び同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。）の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	附則 ［1　同上］ 2　この告示の施行後に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備（同規則第四十八条第二項に規定するレーダーを除く。）の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に製造された無線設備規則別表第三号の十五ただし書の規定に基づく無線測位業務を行う無線局の送信設備（気象観測に使用する陸上の無線局であって五、二五〇MHzを超え五、三七二・五MHz以下又は九、七〇〇MHzを超え九、八〇〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）の技術的条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。